

## 特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会における 委員からの主な意見

第 1 回・第 2 回の部会における委員からの意見については、資料 2 - 4 骨子案に記載し反映しているため、第 3 回部会における主な意見のみ記載する。

### 1. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

(障害種別・学部別の対応)

- ・ 特別支援学校の児童生徒数や一人一人が必要とする支援は、年度によって一定しないことも想定されるため、多様な用途や規模で活用できる教室整備が必要。
- ・ 障害種別の対応だけでなく、学部（発達段階）別の対応についても、特に学部間で共有されがちな特別教室の什器の寸法をはじめ、配慮することが重要。
- ・ 防音や補聴システム等は、多様な児童生徒がいることを考えれば、小中学校も含めて、配慮がなされることが望ましい。
- ・ 補聴システム等に使われるマイクについては複数の教員が同時に活用できるように、予備も併せて設けることが望ましい。

(医療的ケア等への対応)

- ・ 医療機器を使用するための電源は、複数の児童生徒や医療的ケアスタッフ等がケアのために移動したり等の様々な動線が考えられ、その際に、利用される電源が、動線各所に配されることが必要。
- ・ 医療的ケアを行う際の衛生面を考慮すれば、各教室に水回りなどの設備が必要。
- ・ 加湿や、人工呼吸器・吸引・ネブライザー等の医療機器を使用すること

を想定し、感染症蔓延防止の観点からマイクロ飛沫が飛ばないような計画とすることが必要。

(自立と社会参加)

- ・聴覚障害の専攻科の実験室等は、入学整数の減少とともに学科の存続が危ぶまれるところも多く、どこまで施設の報告書の中で明示していくのか見当が必要。
- ・従来の通学保障の観点から、自立と社会参加に向けた社会生活の訓練等へと寄宿舎の役割が変わってきていることについて触れるべき。
- ・寄宿舎は法令上も位置付けられているものであり、報告書においても触れる必要がある。

(関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応)

- ・放課後デイサービスを利用する児童生徒が多いと近隣の道路も含め渋滞を引き起こすこともあるため、送迎の車のためのスペースがあること重要。

## **2. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備**

(交流及び共同学習のための空間等)

- ・交流及び共同学習を推進するにあたり小中学校と特別支援学校を一体的に整備するには、通常、特別支援学校の設置者である都道府県教育委員会と、小中学校の設置者である市区町村教育委員会の連携が重要。

### 3. 社会的要請等も踏まえた、安全・安心・快適な空間づくり

(バリアフリー・ユニバーサルデザイン等)

- ・バリアフリー化は、一度してしまえば万人が活用できるというものではなく、多様性を踏まえた利用者一人一人へのフィッティングをしていくことが重要。
- ・バリアフリースイッチは、校舎等が複数棟に渡る場合は、それぞれに整備することが望ましい。

### 4. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

(生涯学習、保護者・地域住民との関わり)

- ・聴覚障害の教育相談室は、児童生徒の保護者等が頻繁に利用する空間であり、カーペットなど静音に配慮した整備が重要。

### 5. 全体を通じたご意見

- ・すべての障害種について詳細まで報告書に書き込むのは難しいため、最低限守るべきことをどのように整理するか検討が必要。
- ・今回の報告書等については、特別支援教育に詳しくない担当者が読んで理解できることができるようにするためにも、障害種の概説や、障害者団体の参考URLを付すなど、配慮が必要。
- ・他の学校種の施設整備指針における特別支援関連記載については、特に重要なものは特別支援学校施設整備指針の準用ではなく当該指針に新規に盛り込んでよいのではないか。
- ・報告書における地域コミュニティの関連の記載の柱建てについては、バリアフリーなどよりも前段に来るべきではないか。